

具体的かつ詳細な随意契約理由について（業務委託）

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和6年度 此花屋内プールほか1か所真空式温水ヒーター点検業務委託	機械設備等 保守点検	昭和鉄工(株)	1,980,000	令和7年1月28日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	-
2	令和6年度容器包装プラスチック中継施設運営用ショベルローダー(環境15・16号)の 点検・整備業務委託	機械設備等 保守点検	ロジスネクスト近畿株式会社	2,609,618	令和7年2月19日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G4	-
3	大阪市粗大ごみ収集受付システム操作研修業務委託	研修	株式会社NTTデータ関西	1,969,000	令和7年2月25日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G4	-

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 此花屋内プールほか1か所真空式温水ヒーター一点検業務委託

2 契約相手方

昭和鉄工（株）

3 随意契約理由

当該点検業務を実施する真空式温水ヒーター（以下「当該設備」）は、昭和鉄工（株）が独自の技術により設計・製造したものであり、今回の点検業務については、製造者独自の技術による当該設備の構造、使用部品等に加えメーカー封印箇所部の点検を行う必要があり、当該設備の特質を理論的・経験的に十分把握した上で行なう必要がある。

このような条件を満たすためには、当該設備を製造した会社以外では整備技術面での対応が不可能であり、既存機器と密接不可分の関係から既存機器に著しい支障が生じる可能性がある。

上記により、点検後の性能・作動状態・安全性（製造物責任）に対して一貫して責任を持たせることができるのは、製造者である昭和鉄工（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局総務部施設管理課（電話番号 06-6630-3375）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度容器包装プラスチック中継施設運営用ショベルローダー（環境15・16号）の点検・整備業務委託

2 契約の相手方

ロジスネクスト近畿株式会社

3 随意契約理由

別表の容器包装プラスチック中継施設運営用ショベルローダーにより、容器包装プラスチックの安定的な収集・輸送体制の構築並びに容器包装プラスチック中継施設の円滑な運営を行っている。

ショベルローダーについては、当局所有の車両によって大量に搬入される容器包装プラスチックをストックヤードにおいて迅速に整理するとともに、委託業者の搬出用車両への積み込みを行うことから、作業性を考慮した仕様によって当局が発注し、独自の技術で設計製作された特殊仕様・構造のロジスネクスト近畿株式会社（旧TCM株式会社）製のものである。

この点検・整備業務委託については、労働安全衛生規則第151条の31に基づき自主検査を実施するものであるが、これは1年以内ごとに1回、定期的に、同条に掲げられている事項について義務付けられているものであり、この検査に加え、ショベルローダーを常に正常な状態で稼働させるために、駆動系統・油圧系統・冷却系統といった箇所を中心として整備を行う必要がある。

上記のショベルローダーの整備を行うにあたっては、特に駆動系、油圧系及び特殊部品の交換に関して、設備の構造、機能に加え、補修方法などを総合的に把握し、また独自技術を熟知していなければならない。

また、こうした総合的なオーバーホール（点検・整備）と併せて特に重要なメンテナンスを行うことが必要となり、その際には、点検・整備と同時に特殊部品の交換も必要となってくることから、こういった総合的なメンテナンスに対応するには、自社製品に対する独自の技術を熟知し、修繕部品を確実に入手できる製造元のロジスネクスト近畿株式会社（旧TCM株式会社）が対応可能な唯一の業者である。

上記理由により、ロジスネクスト近畿株式会社と特名随意契約を行う。

【別表】 ショベルローダー配置施設及び型式

施設名	型式		製造車体番号
舞洲容器包装プラス チック中継施設	T C M株式会社	S D 2 5 T 9	58H00163
平野容器包装プラス チック中継施設	T C M株式会社	S D 2 5 T 9	58H00164

【参考】 労働安全衛生規則

第百五十一条の三十一 事業者はショベルローダー等については、一年を超えない期間ごとに一回、定期的に、次の事項について自主検査を行わなければならない。ただし、一年を超える期間使用しないショベルローダー等の当該使用しない期間においては、この限りでない。

- 一 原動機の異常の有無
- 二 動力伝達装置及び走行装置の異常の有無
- 三 制動装置及び操縦装置の異常の有無
- 四 荷役装置及び油圧装置の異常の有無
- 五 電気系統、安全装置及び計器の異常の有無

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 家庭ごみ減量課 （電話番号 06-6630-3253）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市粗大ごみ収集受付システム操作研修業務委託

2 契約の相手方

株式会社N T T データ関西

3 随意契約理由

本市における粗大ごみ収集は、大阪市粗大ごみ収集受付システム（以下、「本システム」という。）を使用し実施していることから、粗大ごみ収集に際しては、本システムの操作方法等について習得していることが必須である。

今般、令和7年4月1日業務開始予定の大阪市粗大ごみ収集運搬業務委託受注予定者を入札により決定したため、業務開始前に受注予定者に対し、本システムの操作研修を行うものである。

本システムは株式会社N T T データ関西を含むコンソーシアムとの契約で開発したシステムであり、同者が当該契約において業務プログラムの設計・製造及びネットワーク構成を一貫して担当しているため、本システムの操作説明、本システムで使用する機器（パソコン・タブレット）のアクセス設定、質疑応答への確実な対応や研修資料等の作成など、本システム操作研修実施に必要となる「本システムの構成を熟知している」という要件を満たす唯一の事業者である。

上記理由により、株式会社N T T データ関西と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 事業管理課 （電話番号 06-6630-3247）